

# 障害年金

---

## <障害年金とは>

病気やけがで仕事や生活などが制限される方が受給できる公的な年金制度です。精神障害や発達障害、身体障害など障害のある方が対象となります。

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2つの種類があります。

障害年金の対象となる障害は以下のようなものがあります。

### ・精神障害

統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害 など

### ・外部障害

視覚障害、聴覚障害、肢体の障害 など

### ・内部障害

呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がん など

障害年金の対象には精神障害や発達障害も含まれています。

# 障害年金

---

<障害基礎年金と障害厚生年金について>

障害年金には「障害基礎年金」と「障害厚生年金」の2種類があります。この2つは「初診日」に加入していた年金によって分けられています。

初診日とは、障害年金を申請する障害の原因となった病気やけがで、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日のことです。

大まかに分けると、その初診日に国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」の受給対象となります。

等級については、障害基礎年金は1～2級で、障害厚生年金は1～3級があります。障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残った場合は障害手当金（一時金）もあります。

# 障害年金

---

< 障害基礎年金の受給要件について >

障害基礎年金の受給要件はまず初診日が以下のいずれかの状態にあることです。

- ①国民年金に加入している
- ②20歳未満（国民年金に加入する義務がない年齢）または日本国内に住んでいる  
60歳～65歳未満の方で年金制度に加入していない（老齢基礎年金を繰り上げて 受給している方を除く）

その上で、

- ①初診日の前日に保険料納付要件を満たしている（20歳未満の方は不要）
- ②障害認定日または20歳到達時に、障害の状態が障害等級表に定める1級または2級に該当する

# 障害年金

---

<障害厚生年金の受給要件について>

障害厚生年金の受給要件は、まず初診日に障害厚生年金に加入していることが必要です。

その上で、

①初診日の前日に保険料納付要件を満たしている

②障害認定日に障害の状態が障害等級表に定める1級～3級のいずれかに該当する

上記の受給要件を満たす必要があります。

## 障害基礎年金の受給金額

障害基礎年金は等級によって受給金額が決まっています。また、受給金額は年度によっても変更があるため、ここでは令和5年度の受給金額を紹介します。

障害基礎年金の1級は「年額993,750円」、2級は「年額795,000円」です。また、子どもがいる場合には、2人目までは1人につき「年額228,700円」、3人目からは「年額76,200円」がそれぞれ加算されます。なお、障害年金の加算対象となるのは18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級の1級、2級の状態にある子です。

令和5年度障害基礎年金額（年額）	
1級	993,750円（※）
2級	795,000円（※）

（※）該当する方は子の加算あり（2人目までは1人につき年額228,700円、3人目からは年額76,200円）

## 障害厚生年金の受給金額

障害厚生年金の額は固定ではなく、報酬比例の年金額になります。なお、1級に該当する方は、2級の1.25倍の年金額になります。

報酬比例の年金額は、厚生年金の標準報酬月額や標準賞与月額、加入期間の月数、決められた倍率などを元にした計算式によって導き出されます。また加入期間によって計算式も異なります。そのため、同じ1級でも一人ひとりの受給金額が異なります。

上記に加え、1級・2級に該当する方はそれぞれの等級に該当する「障害基礎年金（子がいる場合は子の加算も含む）」と、65歳未満の配偶者がいる場合「配偶者の加給年金」が加算されます。配偶者の加給年金は、年額228,700円が加算されます。

3級に該当する方は、加入期間が短いなどの理由で受給金額が低くならないように最低保障額として年額596,300円が保障されています。

令和5年度障害厚生年金額（年額）				
1級	報酬比例の 年金額×1.25	配偶者の 加給年金（※1）	障害基礎 年金額1級	子の加算 （※2）
2級	報酬比例の 年金額	配偶者の 加給年金（※1）	障害基礎 年金額2級	子の加算 （※2）
3級	報酬比例の 年金額	—	—	—

（※1）65歳未満の配偶者がいる場合は加算あり（年額228,700円）

（※2）該当する方は子の加算あり（2人目までは1人につき年額228,700円、3人目からは年額76,200円）

## 障害年金

---

### < 障害手当金（一時金） >

障害厚生年金には「障害手当金」という制度もあります。初診日から5年以内に病気やけがが治り、かつ障害厚生年金の等級3級に該当しない程度の障害が残った場合に障害手当金（一時金）として支給されます。

支給額は報酬比例の年金額の2倍か、最低保障額の1,192,600円が1回で支払われます。

なお、障害厚生年金と同じく保険料納付要件などの要件を満たしていることが申請するうえで必要となります。